

下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、急激な原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を緩和するため、蛍光灯や水銀灯などの既存の照明設備をLED照明設備に更新することによりエネルギー利用の合理化促進を図り、もって中小企業者等の省エネの取組を支援するとともに、本市の二酸化炭素排出量の削減を推進するため、既存の照明設備をLED照明設備に更新するために要する費用の一部を補助する下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。

(2) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の全ての企業をいう。以下同じ。）が所有している中小企業、発行済株式の総数若しくは出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業をいう。）に該当しないもの

イ 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人以下であるもの

ウ 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。）、企業組合（同法第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいい、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等に該当するものを除く。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人以下であるもの

エ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第

2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。))又は学校法人(国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。))であって次のいずれにも該当するもの

(ア) 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業を行っていること。

(イ) 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

(3) LED照明設備 光源に発光ダイオード(Light Emitting Diode)を主電源として使用するよう設計した照明設備で、屋内に固定して使用するもの(コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く。)のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 自らが購入し、所有し、又は使用しないもの

イ 自社の事業の用に供しないもの

ウ 更新前後で使用用途が異なるもの

エ 工事を伴わないランプの交換のみのもの

オ 照明用以外の目的のもの(非常灯、誘導灯、スイッチ等)

カ 兼用設備、将来用設備又は予備設備のため導入するもの

キ 未使用品でないもの

(4) 市内業者 市内に本社若しくは本店所在地を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に事業所(個人事業主にあつては、市内に住所及び主たる事業所)を置く中小企業者等であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 補助金の申請を行おうとする事業について、他の補助制度により補助を受けていないこと。

(3) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。

(4) 第7条の規定による補助金の交付申請の日前1年以上市内で事業を営む者であること。

(5) 第7条の規定による補助金の交付申請の日において、下関市環境配慮行動優良事業者として、下関市から認定されていること又は当該日において認定申請中であり第11条に規定する事業完了報告の時までに下関市から認定されていること。

(6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする中小企業者等又はその役員等（個人事業主の場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。）

第2条第3号に規定する暴力団員等

(2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が、市内の事業所において、蛍光灯又は水銀灯などの既存の照明設備（LED照明設備を除く。以下「既存の照明設備」という。）をLED照明設備に更新する事業とする。

（補助金の対象経費等）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(1) 設備費

(2) 工事費（既存の照明設備の撤去に要する費用を含む。）

2 前項の補助対象経費は、市内業者が施工するもののみを対象とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が20万円に満たない場合は、補助金を交付しない。

3 この要綱による補助金の交付は、1交付対象者につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書（別紙1）

(2) 交付対象要件の確認及び誓約・同意事項（別紙2）

(3) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し

- (4) LED照明設備の仕様が確認できるもの（カタログ、仕様書等）
 - (5) 更新前の既存の照明設備及び更新後のLED照明設備の配置図
 - (6) 事業所の外観写真及び更新前の既存の照明設備の設置状況が確認できる写真
 - (7) 市税の滞納がない旨の証明書（交付申請書の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (8) 確定申告書類の写し（税務署等で収受されたこと確認ができるもの）
 - (9) 交付申請者の住民票の写し（原本。交付申請書の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。個人事業主に限る。）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により交付申請者から提出のあった書類は、返還しないものとする。

（補助金の交付決定等）

- 第8条 市長は、前条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付申請者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の審査により、補助金の交付が適当でないとき、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付申請者に通知するものとする。

（工事の着手の制限）

- 第9条 交付申請者は、前条第3項の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けるときは、補助対象事業に係る工事に着手してはならない。

（交付申請の内容の変更等）

- 第10条 交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請の内容を変更し、又は当該交付申請を取り下げようとする場合は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請の内容を変更しようとする場合であつて、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請の内容を変更しようとする場合 下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金変更承認申請書（様式第4号）及びその他市長が必要と認める書類
- (2) 交付申請を取り下げようとする場合 下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金取下げ承認申請書（様式第5号）
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該交付申請の内容の変更又は取下げを承認するか否かを決定し、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第6号）又は下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金取下げ承認通知書（様式第7号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による交付申請の内容の変更に伴う補助金の額の増額は行わないものとする。
- 5 第3項の規定による交付申請の取下げの承認があった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
- 6 補助事業者は、次条第1項の規定による完了報告書の提出が同項に定める日までに完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（事業完了報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日（その日が休日又は日曜日若しくは土曜日の場合は、その日以前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日）又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金完了報告書（様式第8号。以下「完了報告書」という。）に次の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書（別紙1）
 - (2) LED照明設備の設置状況が確認できる写真
 - (3) 補助対象経費の請求書の写し
 - (4) 領収書その他の補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - (5) 既存の照明設備の処分が確認できる書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により補助事業者から提出のあった書類は、返還しないものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による事業完了報告を受けたときは、その内容を審査し、

及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求及び交付）

第14条 第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、完了報告書を提出した日の属する下関市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（検査等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

（管理及び損傷等の届出）

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置したLED照明設備（以下「対象設備」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他の理由により、対象設備が損傷し、又は滅失したとき

は、その旨を市長に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内において、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、処分（補助金交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金処分承認申請書（様式第11号）に次の書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

- (1) 取得財産の配置図及び写真
- (2) 交付決定通知書及び交付額確定通知書の写し
- (3) その他参考となる書類

2 市長は、前項の規定により取得財産の処分を承認するときは、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金処分承認通知書（様式第12号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該補助事業者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 対象設備を法令又は公序良俗に反する行為に利用したとき。
- (5) 前条の規定による財産の処分の制限を、正当な理由なく遵守しなかったとき。
- (6) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (7) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金取消通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、第18条第2項の規定による承認を行ったときは、当該承認に係る補助金の返還を、支払期限を定めて補助事業者に命ずる。

- 2 前項の規定により補助事業者が返還する金額は、耐用月数（第18条第1項の取得財産の耐用年数に12を乗じて得た月数をいう。以下同じ。）から設置月数（工事完了日から第18条の規定により取得財産を処分する日までの期間をいい、1月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てた期間とする。以下同じ。）を減じて得た月数を耐用月数で除した割合に第12条の規定により確定した補助金の額を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、取消しに係る部分に関し、交付された補助金の返還を、期限を定めて補助事業者に命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 4 前条第1項及び前項の規定は、第12条の規定による補助金の交付額の確定があった後においても適用する。

（加算金及び延滞金）

第21条 補助事業者は、前条第3項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、当該加算金の額が100円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前条第3項の規定により補助金等の返還を命じられ、これを同項の規定により市長が定めた期限（以下「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。
- 4 第2項の延滞金を納付しなければならない場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(協力及び情報の公表)

第22条 補助事業者は、市長が省エネの取組の成果を調査し、又は公表するときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地について、補助事業者の協力を得て、省エネ設備導入の実例として公表することができる。

(その他)

第23条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の取扱いについては、同日後も、なおその効力を有する。